

横浜市市税条例の一部改正（令和7年4月分）

税目	改正の内容															
軽自動車税	<p>○ 二輪車の車両区分の見直しに伴う規定の整備 [市税条例第73条第1号、第77条第1項]</p> <p>今般の税制改正により、新基準原付バイク（※）について、種別割の税率を2,000円/年（50cc原付バイクと同額）とされたため、市税条例についても税制改正の内容に合わせて改正しました。</p> <p>（※）新基準原付バイク：令和7年11月からの新たな排ガス規制に適合させるため、総排気量が125cc以下の原付バイクで最高出力を現行の第一種原付と同等レベルに制御したもの</p> <p>【参考】改正後の原動機付自転車の税率区分</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">総排気量</th> <th style="width: 20%;">税率</th> <th style="width: 50%;">ナンバープレート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下</td> <td>2,000円/年</td> <td>白</td> </tr> <tr> <td>新基準原付バイク</td> <td>2,000円/年</td> <td>白</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>2,000円/年</td> <td>黄色</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>2,400円/年</td> <td>桃色</td> </tr> </tbody> </table>	総排気量	税率	ナンバープレート	50cc以下	2,000円/年	白	新基準原付バイク	2,000円/年	白	50cc超90cc以下	2,000円/年	黄色	90cc超125cc以下	2,400円/年	桃色
総排気量	税率	ナンバープレート														
50cc以下	2,000円/年	白														
新基準原付バイク	2,000円/年	白														
50cc超90cc以下	2,000円/年	黄色														
90cc超125cc以下	2,400円/年	桃色														